第４７回北信越中学校総合競技大会

撮 影・取 材 運 営 要 項

第４７回北信越中学校総合競技大会
富　山　県　実　行　委　員　会

１　目　　的

第４７回北信越中学校総合競技大会富山県実行委員会（以下、実行委員会）は、本大会の参加者及び一般観覧者等に便宜を与え、合わせて広報活動に寄与することを目的として、撮影・取材に関する運営要項を定める。

２　撮影・取材業者の選定

撮影・取材業者の選定にあたっては、次の事項に留意する。

（１）営業経験・営業実績ともに顕著で、信頼のできる業者であること。
（２）過去に関係法令上の違反処分等を受けていないこと。
（３）その他、実行委員会が認めるもの。

３　撮影・取材申請

撮影・取材希望業者は、別紙「撮影・取材申請書（様式Ｄ）」を令和８年６月１６日（火）から令和８年７月１０日（金）までの間に、実行委員会に提出する。

４　撮影・取材許可

実行委員会は、申請内容を審査し、適当であると認めたものについて、撮影・取材許可書を交付する。

５　経費負担

撮影・取材業者は、施設管理者の指定する使用料を実費負担することがある。

６　撮影・取材場所の制限

撮影・取材の場所は、実行委員会の指定した場所とする。

７　遵守事項

撮影・取材に従事する者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）良識ある撮影・取材を心掛け、実行委員会及び財産管理者の指示には必ず従うこと。
（２）撮影・取材は本大会の運営に支障をきたすことがないよう、速やかに行うこと。
（３）撮影・取材には、実行委員会が発行した撮影・取材許可書を掲示すること。

８　禁止事項

撮影・取材においては、次の事項を禁止する。

（１）取材・撮影の権利を第三者に譲渡し、転貸又は管理・運営を委託すること。
（２）指定された場所以外で撮影・取材等をすること。
（３）不当な撮影・取材等をすること。
（４）撮影・取材以外の行為をすること。

９　許可の取り消し

実行委員会は、撮影・取材業者が次の各号の一つに該当する場合、撮影・取材許可を取り消すことができる。

（１）関係法令及び撮影・取材運営要項等に違反したとき。
（２）その他、実行委員会及び財産管理者が不適当と認めたとき。

10　損害賠償

撮影・取材業者が施設、撮影・取材対象者等に損害を加えたときは、撮影・取材業者が本大会本部に申し出るとともに、損害を与えた者に賠償の責任を負うものとする。